

ブラジルア2010年11月30日付けDIP0A/SDA 公報第42/2010号(仮訳)

発信者：農畜産業食料配給省動物由来製品検査部（DIP0A）部長

件 名：動物由来製品の輸入及び輸入動物由来製品のラベル登録申請書の記入に関する指示。

包装済み動物由来製品のラベル表示に関する技術規則を承認する2005年11月24日付けの農畜産業食料配給省（MAPA）の技術規制第22号（IN22/05）の規約に基づいて、輸入動物由来製品の登録手続きについて規則を定める必要性に鑑み、ブラジル農畜産業食料配給省動物由来製品検査部（DIP0A）・連邦検査局（SIF）によって検査済みの国内の生産施設で製造された動物由来製品の登録用として採用された要件と同等の要件を輸入製品に対して新たに導入することとし、本検査部は「輸入動物由来製品のラベル登録申請書」の記入に関する指示及び本案件についての付加的情報を以下に添付する。

DIP0A/SDA公報第14/2010号に対し、寄せられた意見を取りまとめ、文書が見直されている。

登録申請書は5月22日付の訓令（IN）に準拠して、その内容に若干修正が施されている。

農畜産業食料配給省動物由来製品検査部に認可された外国企業のみが、製品とラベルの登録を申請することができる。

ブラジルへの輸出を認可された外国企業はすべて、輸入許可を申請する前に、動物由来製品検査部（DIP0A）に対して、本指示書の通り、自社製品の登録を行わなければならない。

2011年4月1日より、輸入動物由来製品の登録申請の認可を得るにはすべて、本指示書の規約に対応していなければならない。

すでに登録済み製品を所有している事業所に関しては、その製品登録の有効期限を2012年4月1日までとする。この有効期限を経過した後は、ただちに自動的に現行のブラジル法令に準拠しないラベルに該当するとされる。

DIP0A/SDA公報第14/2010号に基づき許可されたラベルは、再評価を受けなくても許可日から10年間有効である。

認可されたラベルの有効期限は認可日から10年とする。この有効期限は輸入許可（LI）の申請がなされた時に承認されるものである。この期間内に新規の制定及び変更が発生した場合、すでに取得している登録済みラベルへの対応が必要ならば、ただちに変更の上、動物由来製品検査部（DIPOA）の評価による再検査を受けるものとする。

1. 輸入動物由来製品の登録に必要な書類等

- a) 書式：返信先を明記し、**原本2通**を下記アドレスに提出する。

農畜産業食料配給省動物由来製品検査部（DIPOA）
農畜産業食料配給省（MAPA）
郵便番号70043-900
ブラジル連邦区ブラジリア ブロックD、別棟A 内閣府
<http://www.agricultura.gov.br>

- b) 最終的に消費者の目に触れる包装のラベルのデザインを形状・色ともそのまま添付すること。これらのラベルには農畜産業食料配給省（MAPA）及びその他の検査機関の規則に基づく必要不可欠なすべての情報が記載されていなければならない。
- c) 最終的に消費者の目に触れるものではなく、輸送及び保管のためにのみ利用される第2、第3の包装に関しては、包装された製品に必要な不可欠な情報が記載されて、正式に承認されたラベルが貼られていれば、登録の必要はない。
しかしながら、包装には少なくとも下記の項目が記載されなければならない。
- 販売製品の呼称
 - 生産者の情報（企業名、公的機関における企業の登録番号）
 - 必要に応じて公的機関の印鑑
 - 製品の保存
 - 生産情報及び品質保持期限
- d) 実物大のデザインを添付できないならば、使用されるラベルの実寸を明記しなければならない。
- e) ラベルの使用に関する訓令（IN）第22/05号により、ラベル使用に必要な不可欠な情報が指示されているが、オリジナル包装及びラベルのデザイ

ンも貼付け位置を明記して添付すること。

2. 記入方法

「ラベル登録申請書」への記入はポルトガル語で行わなければならないが、スペイン語での記入も認められる。

各用紙に次のように記入しなければならない。

- 1.1項 「輸出国政府の動物由来製品工業・衛生検査機関」への登録番号に相当する生産施設の管理番号または獣医・衛生登録番号を記入する。
- 1.2項 1.1項に述べた検査機関の名称及び所在地を省略なしで記入する。公印（公認検査機関の印）がある場合には、当該印をラベルに押印する。
- 1.3項 上記1.1項に述べた検査機関への生産施設の獣医・衛生登録のカテゴリー及び番号に従って、順次的な番号を昇順で記入する。
- 1.4項 申請書が提出された日付は、当該申請書を受理する際に動物由来製品検査部（DIPOA）が記入する。
- 1.5項 生産施設の商号を記入する。これはラベルに表示されたものと同じでなければならない。
- 1.6項 生産施設の所在地（国、州及び都市名）を省略なしで記入し、電話番号及びFAX番号、e-メール及び/またはホームページも併せて記入する。
- 3.1.1項 この項は、製品登録申請の場合に適用される。
- 3.1.2項 この項は、製品の製造工程の変更及び/または既に登録済みの製品の構成の変更に際して適用される。この場合、製品の初期登録番号はそのまま使用される。
- 3.1.3項 この項は、専らラベルのデザインに変更があった際に適用される。この場合、製品の初期登録番号はそのまま使用される。
- 3.1.4項 この項は、企業が製品の登録抹消を申請する際に適用される。

- 4.1項 消費者に分かりやすい明確な製品名を記載する。
- 4.2項 製品の商標を記載する。
- 5.1.1項 この項は、ラベルが紙またはプラスチックに印刷されている場合に適用される。
- 5.1.2項 この項は、従来型のラベルの代わりに粘着ラベルが製品及びその由来に関する情報をすべて表示することによって、製品の識別が行われる場合に適用される。
この粘着ラベルは防水性、消去不能性、不可侵性であるべきである。
- 5.1.3項 この項は、ラベルのデザインと文言が容器に直接印刷されている場合に適用される。
- 5.1.4項 この項は、木製の包装に入った製品の場合に適用される。
- 5.1.5項 この項は、ラベルが石版印刷によって直接印刷された容器に入った製品の場合に適用される。
- 5.1.6項 書式に定められていないその他の方法について記載する。
- 5.2.1～5.2.5項 一目瞭然のため説明を省略
- 6.1項 製品の形態によって、その重量または容量の単位を明記する。液体の状態で容器詰めされて販売される場合においても、液体の正味重量を明記する。重量が変動する製品については、ラベルはブラジルの法律に準拠し、状況に応じて包装の重量がラベルに明記されていなければならない。
- 6.2項 このような情報はブラジルの法律に準拠して、ラベルに明記されなければならない。
- 7項 生産施設の所在地も考慮しなければならない。
- 8項 一目瞭然のため説明を省略

- 9.1項 項目1.1に順ずる。
- 9.2項 項目1.3に順ずる。
- 10.1項 製品の原材料は初期重量又は容量の多い順に、添加物も含め、それぞれに相応INS（国際番号付与体系）番号で表示しなければならない。各種原材料の割合は、合計100パーセントになる。
登録申請がなされる製品の組成において、その原材料及びまたは添加物の混合が適用される場合、各種構成要素をそれぞれ百分率で表示しなければならない。
各種構成要素の割合は、合計で100パーセントにならなければならない。
- 11項 製品製造のプロセスにおける説明は、原材料の入手または受け入れから、加工ならびに最終製品のブラジル市場への出荷に至るまで、順を追って記載しなければならない。
最終製品の品質の詳細を確認するためにプロセスや製品に関する重要な数値（天候、気温、湿度等）を報告しなければならない。
- 12項 生産工程で、製品の一次包装及び二次包装がどのようになされるかを記載
- 13項 製品が保管される場所と方法、特に冷蔵保存の場合は温度についても記載する。
- 14項 工業生産プロセスのすべての段階で、自社で定めた「品質管理」手順について詳細に記載する。
- 15項 目的地までの製品輸送のあらゆる段階、注意事項等を詳細に記載。
- 16項 輸入業者の情報を貼り付けるラベルの位置を指示。
輸入業者に関する情報（商号、ブラジル財務省発行の法人登録番号、所在地、電話等）を消費者の目に触れるラベルに貼り付けなければならない。
- 17項 必要な場合、または要請された場合、管理登録の用紙やグラフ（例

例えば缶詰製品の殺菌プロセス管理等）、製品の仕様書や企業の申請の裏づけとなる学術論文等を添付すること。

18項 生産施設について考慮しなければならない。

19項 一目瞭然のため省略

生産施設の衛生管理を所轄する獣医・衛生局専用用紙

2項 所轄の検査機関は、生産施設が検査項目すべてに対応していることを確認しなければならない。

3項 この項目は、獣医・衛生機関の担当者が補足説明を記載するための専用欄である。

4項 生産施設について考慮しなければならない。

5項 一目瞭然のため省略

3. ラベルのデザイン

1. ラベルは訓令（IN）第22/05及びその他の検査機関の規則に準拠していなければならない。
2. 企業はポルトガル語表示の情報が印刷されたラベル使用を優先させなければならない。
3. 農畜産業食料配給省（MAPA）訓令第22/05号で承認された3.4項に基づいて、動物由来製品は原産国の政府機関が認可した専用の施設で製造または、包装されるものとする。ラベル表示が輸入国の言語でなされていない場合、それに対応する言語で文字の大きさもはっきりとわかりやすく、必要不可欠の情報を表示する補助ラベルを貼り付けなければならない。この補助ラベルの貼付けは原産国でも、目的地でもそれを可とする。要するに、販売前には貼付けを行わなければならない。

この項で言及する補助ラベルは、輸入製品登録のプロセスで動物由来製品検査部（DIPOA）が事前に承認したものである。また、ラベルが貼り付けてある場所を示すラベルや包装に描かれたデザインについても同様である。

4. 訓令（IN）第22/05号の規則に基づき、ラベルの主要部分に商号を明確な書体で明記し、色・形状とも均一でデザインその他の文言も挿入されないものとする。
5. 動物由来製品検査部（DIPOA）が適切な説明と評価しない場合、「伝統的、本物の、特別の、プレミアム、より良い、高品質の、健康的」等の表現を使用してはならない。
但し、ラベルに文章の中でその違いを説明できる場合には、その表示が許可される。

4. 動物由来製品検査部 (DIPOA) の評価

申請書とデザイン の検査を行った後、動物由来製品検査部 (DIPOA) /CGI 部署は、添付の申請書と同じ様式の意見書を発行する。

1. 不 許 可 : この場合、すべての書類は担当部により不許可または却下の印が押される。
2. 制限付で許可する : 制限すべてに対応した後にのみ、ラベルを使用することができる。
3. 許 可

申請について分析をした後、意見書のFFA担当者は、次のような形式の印を添付されたラベルに押印する。

DIPOA/SDA/MAPA
<input type="checkbox"/> 不許可 <input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 制限付で許可
ブラジリア ____/____/____

意見書に相応する選択肢にマークを記し、日付の下の空欄に署名捺印する。

輸入許可 (LI) を申請する際、輸入業者・企業は上述の許可・押印済みのラベルを提出しなければならない。

本文書と添付書は、関係者「輸入業者、資格を付与された外国企業、ブラジルへの輸出国の大使館、SIPOAS/SISAS/SIFISAS、SIPAG 国際農業サーベランスシステム (VIGIAGRO) その他」すべてに開示されなければならない。

本公報により公報第125/1998 号DCI/DIPOA、公報第14/2010号を無効とする。

ネルモン オリベイラ・ダ・コスタ

(*Nelmon Oliveira da Costa*)

農畜産業連邦検査官

獣医師 CRMV/SP N2587

農畜産業食料配給省動物由来製品検

査部 (DIPOA) 部長

農畜産業保護局 (SDA) 局長



ブラジル連邦共和国
 農畜産業食料配給省 (MAPA)
 農畜産業保護局 (SDA)
 農畜産業食料配給省動物由来製品検査部 (DIPOA)
 輸入動物由来製品ラベル登録申請書

1 - 識別

1.1 - 原産国の生産施設の獣医・衛生登録番号：
 1.2 - 生産施設の獣医・衛生管理における中央検査機関の名称と所在地：
 1.3 - ブラジル農業省における製品登録番号：/.....(*)
 1.4 - 農畜産業食料配給省動物由来製品検査部 (DIPOA) への申請書提出日：/...../.....
 1.5 - 生産施設の商号(名称)：
 1.6 - 生産施設の所在地：

2 - 申請

農畜産業食料配給省動物由来製品検査部 (DIPOA) 部長殿
 法定代理人と専門検査官により資格付与された上記の会社は、本頁 3 項の申請内容により、貴検査部に申請書を提出致します。

3 - 申請内容

3.1 - 申請	
3.1.1. - 登録	3.1.2. - 構成成分 / 製造プロセスの変更
3.1.3. - ラベル変更	3.1.4. - 抹消

4 - 製品識別

4.1. - ポルトガル語でのオリジナル製品名 (商号)：
 4.2 - 商標：

5 - ラベルと包装の形態

5.1 - ラベル：
 5.1.1- 印刷 5.1.3- 立体マーク 5.1.5- リトグラフィー
 5.1.2- レッテル 5.1.4- 高熱マーク 5.1.6- その他 ()
 5.2 - 包装：
 5.2.1- 缶 5.2.2- 紙 5.2.3- プラスチック 5.2.4- 自然素材包装 5.2.5- その他 ()

6 - 数量と識別形態

6.1 - 包装された製品の数量 (単位)：
 6.2 - 製造または包装された日付と品質保持期間 (保管場所と方法を明記)：

7 - 場所と日付

8 - 認証

生産施設の法定代理人の署名捺印	生産施設の技術責任者の署名捺印
-----------------	-----------------

(*)シーケンス番号、スラッシュの後に、獣医・衛生局への登録番号を記入する。登録番号は、ブラジルへの輸出製品のラベルと国際衛生証明書本体に表示される。

官報第 42/2010 号 DIPOAに準拠する様式



ブラジル連邦共和国
農畜産業食料配給省 (MAPA)
農畜産業保護局 (SDA)
農畜産業食料配給省動物由来製品検査部 (DIPOA)
国際貿易管理課 (DCI)
輸入動物由来製品ラベル登録申請書

11 - 製造工程 (続き)

説明：

12 - 包装システム

説明：

13 - 保管

説明：

14 - 製品の品質管理と保持

説明：



ブラジル連邦共和国
農畜産業食料配給省 (MAPA)
農畜産業保護局 (SDA)
農畜産業食料配給省動物由来製品検査部 (DIPOA)
国際貿易管理課 (DCI)
輸入動物由来製品ラベル登録申請書

15 - 製品の輸送

説明：

16 - 輸入業者についての情報

輸入業者の情報表示の様式と位置：

17 - 添付書類

リスト：

18 - 場所と日付

19 - 認証

生産施設の法定代理人の署名捺印

生産施設の技術責任者の署名捺印



ブラジル連邦共和国
農畜産業食料配給省 (MAPA)
農畜産業保護局 (SDA)
農畜産業食料配給省動物由来製品検査部 (DIPOA)
国際貿易管理課 (DCI)
輸入動物由来製品ラベル登録申請書

施設の衛生管理を担当する獣医・衛生局専用の書式

1 - 識別

1. 1. - 生産施設の商号 :
1. 2. - 生産施設の獣医・衛生管理番号 :
1. 3 - ブラジル農業省への製品登録番号 :/.....(*)

2 - 獣医・衛生局の証明

下記に署名の私は、上記の施設により本申請書に記載された情報が真正であり、食品包装に関するブラジルの法律に準拠していることをここに証明する。
併せて下記のことをも証明する。

1. 当該企業は通達された品質管理の方法を適切に採用する。
2. 施設の装置・設備・生産工程が製品製造に適切であり認可されている。
3. 当該企業は記述された製造工程を遵守し、記述された製品特性に合致させている。
4. 施設は製品を製造する資格を有し、ブラジルへ輸出する資格を有している。

3 - 備考

--

4 - 場所と日付

--

5 - 認証

生産施設担当の獣医・衛生局関係者の名前(フルネーム)	生産施設担当の獣医・衛生局関係者の署名捺印
----------------------------	-----------------------

IN（訓令）第22/05により、ブラジル市場で販売される輸入製品のオリジナル包装に張付けるラベルには、少なくとも下記の情報をポルトガル語で表示しなければならない。

1. ポルトガル語による商品名
2. 原材料(製品組成の初期成分を降順に記載し、添加物が含まれている場合、それらも含む)
3. 製造元(製品の生産施設の名称)。生産施設の所在地（国、県、市を記載）
4. 事業者番号(動物由来製品検査獣医・衛生局への衛生登録番号を記載)
5. ロット識別番号
6. 製造日(年月日)
7. 品質保持期間(年月日)
8. 正味容量
9. 各製品ごとの農畜産業食料配給省動物由来製品検査部（DIP0A）SIF農業省への登録番号第0000/000号（4桁の連続数字、スラッシュ、生産施設の衛生管理番号の順に表示）
製造元（原産国での名称）

備考：その他の検査機関の規則に準拠しながら、製品の保存、保管及び使用についての付加的情報をラベルに付加することができる。